

保健衛生

1	公衆衛生	157
2	環境衛生	162
3	救急医療制度	169
4	産院	171
5	市民病院	172
6	環境保全	176
7	大気保全	179
8	緑保全	181
9	水保全	183
10	ごみ処理	186
11	し尿処理	191
12	環境総合研究所	193

1 公 衆 衛 生

(1) 概 況

近年、自然環境や社会の変化により、かつて克服されるかと思われた感染症は、新興、再興感染症として新たな脅威となっている。一方でがんなどの生活習慣病やさまざまな「心の病」といった慢性疾患が増大している。また、これからのますます進展する少子・高齢化にどのように対応していくのか大きな課題となっている。

これらの諸問題に対して、「健康」と「生活の質 (QOL, Quality of Life)」の視点から捉え直す必要がある。

本市では、従来から保健所が疾病の予防をはじめ健康の増進、食品衛生、環境衛生等に関する公衆衛生活動の最先端機関として、市民の生活と健康にきわめて重要な役割を果たしてきたが、各種疾病に対する予防衛生の重要性が注目されるようになる中で、地域住民の多様化、高度化しつつある対人保健サービスの需要に更にきめ細かく対応していくための拠点として、熊本・西両保健所に加えて、昭和54年に東部保健センター、昭和57年には北部保健センター、さらに平成元年には南部保健センターを開設し、保健所業務のうち、食品、環境衛生、医療監視等の行政的な事務を除いた対人保健サービス業務を保健所と同様な規模で実施してきた。

一方、保健所法による地方の公衆衛生行政の枠組みが作られた戦後から約半世紀を経て、その間に急激な人口の高齢化と出生率の低下、疾病構造の変化、住民のニーズの多様化や生活環境問題に対する住民意識の高まりなど地域保健を取り巻く状況、背景は大きく変化した。このような変化に的確に対応していくために、保健サービスの受け手である生活者の視点を重視した新たな地域保健対策の体系の再構築が必要となり、保健所法を全面的に改正した地域保健法が平成6年に制定され、平成9年4月から全面施行された。

地域保健法による新しい地域保健対策では、専門的・技術的拠点としての保健所の機能強化とともに、住民に身近で頻度の高い保健サービスを一元的に提供する体制の整備が求められており、本市においても今後、保健所と保健センターの機能の見直しを早急に進めていく必要がある。

その中で、平成9年5月、高齢者の健康管理や在宅介護等の保健、医療、福祉を通じた総合的な問題やニーズに対応するため、保健所及び保健センターに「高齢者保健福祉相談コーナー」を開設し、地域における保健福祉対策の新たな取り組みを始めたところである。

施 設

(平10.5.1現在)

区分	名称	熊 本 保 健 所	西 保 健 所	東部保健センター	北部保健センター	南部保健センター
所在地		九品寺1丁目13番16号	新町2丁目4番27号	錦ヶ丘1番1号	清水本町16番10号	平成1丁目10番8号
敷地面積		3,246.54㎡	1,759.64㎡	1,689.7㎡	3,351.87㎡	2,994.00㎡
建物面積		延2,085.74㎡	延2,798.81㎡	延1,753.86㎡	延1,315.95㎡	延1,349.99㎡
開設年月日		昭和24年5月16日	昭和35年12月1日	昭和54年7月1日	昭和57年7月1日	平成元年9月1日
改築年月日		昭和41年10月3日	昭和61年12月13日	(昭和59年3月31日増築)	(平成元年3月10日増築)	
建設費		80,400千円	645,936千円	261,779千円	291,269千円	361,248千円
構造		鉄筋コンクリート3階建	鉄筋コンクリート地下1階地上3階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建	鉄筋コンクリート2階建
類型		U1	U2	-	-	-
医師		2人	2人	1人	1人	1人
保健婦		15人	13人	12人	10人	10人
管内世帯数		58,649	49,050	56,632	45,852	36,155
管内人口		131,301	127,587	160,151	123,386	107,897

(注) 管内世帯数・人口は、平成7年国勢調査に基づく

保
衛

(2) 母子保健対策

母子保健法及び児童福祉法に基づき、母性並びに乳幼児、児童の健康の保持・増進を図るため、各種健康診査や保健指導、医療給付などを実施している。

ア 保健指導状況

(単位 人)

年度		5	6	7	8	9
区分						
妊娠の届出受理数		7,357	7,271	7,249	7,041	7,211
母子健康手帳発行数		7,387	7,323	7,371	7,200	7,206
保健指導	妊産婦健康相談	7,451	7,788	8,379	6,674	7,055
	母親学級	2,616	1,961	2,023	1,725	1,616
	育児相談	4,597	3,870	3,557	4,074	4,250
	育児学級	1,243	1,409	3,130	3,147	2,638
	受胎調節実地指導	324	240	12	0	0
	家族計画相談	450	375	1,087	118	29
	婚前学級	58	0	0	0	0
	思春期の子をもつ母のつどい	856	988	307	508	330
	心身の発達に問題を持つ子のつどい	641	767	948	950	1,203
	療育指導	-	-	-	6	18
訪問指導	妊産婦	5,834	6,041	5,797	5,958	5,665
	新生児	5,557	5,841	5,665	5,926	5,358
	未熟児	610	579	587	575	520
	乳児	742	628	872	871	459
	幼児	1,379	1,223	1,369	1,183	928

イ 健康診査状況

(単位 人)

年度		5	6	7	8	9	
区分							
医療機関委託分	妊婦	一般	12,572	13,043	13,011	12,923	12,859
		精密	2,110	2,061	2,041	2,183	1,976
		B型肝炎	6,325	6,977	6,740	6,631	6,671
	乳児	B型肝炎	18	28	6	-	-
		3ヵ月児 一般	6,047	6,313	6,156	6,216	6,195
		7ヵ月児 一般	6,018	6,014	5,977	5,890	5,960
保健所・保健センター実施分	妊婦	歯科	5,734	5,231	4,844	4,866	5,038
		一般	6,647	6,740	6,556	6,633	6,516
		1歳6ヵ月児 歯科	6,638	6,732	6,544	6,629	6,508
	3歳児	精密	47	82	107	60	116
		一般	6,361	6,524	6,387	6,298	6,377
		歯科	6,340	6,511	6,372	6,286	6,364
	3歳児	精密	143	170	185	168	619

ウ 母子栄養食品支給状況

区分	年度	5	6	7	8	9	9年度分再掲支給実人員		
							妊産婦	乳幼児	計
牛乳(本)		5,968	4,293	4,439	4,009	3,962	29人	2人	31人
粉乳(缶)		28	16	42	33	23	0人	6人	6人
計							29人	8人	37人

エ 医療給付状況

年度		5	6	7	8	9
区分						
養育医療給付事業	実人員	103	122	111	158	118
	延日数	6,607	6,550	5,866	7,740	5,136
妊娠中毒症等療養援護事業	実人員	0	0	2	3	0
	延日数	0	0	24	43	0
育成医療給付事業	実人員				211	236
	延日数				4,159	4,424
小児慢性特定疾患治療研究事業	実人員				682	734
	延日数				17,288	20,397
療育医療給付事業	実人員				0	0
	延日数				0	0

中核市移行に伴う新規事業

(3) 婦人の健康づくり

婦人の健康増進を図り、家族や地域の健康づくりを推進するため、3事業を実施している。

ア 婦人健康診査事業実施状況

区分 \ 年度	6	7	8	9
受診者	1,265	1,378	1,624	1,665

イ 地区組織活動助成事業実施状況

(単位 回)

区分 \ 年度	6	7	8	9
食生活改善推進員研修会	18	17	18	17
食生活改善講習会	69	69	69	69

ウ 食生活改善推進員教育事業実施状況

区分 \ 年度	5	6	7	8	9
修了者	96	98	111	120	123

(4) 老人保健

昭和58年、老人保健法の施行により、医療以外の保健事業（健康手帳の交付・健康教育・健康相談・健康診査・機能訓練・訪問指導）を行うこととなった。また、昭和63年度から保健事業第2次5カ年計画に基づき、基本健康診査及び肺がん・乳がん・子宮がん（体部）検診を実施している。そのほか、老人保健施設については、18カ所（1,418床）が開設されており、年に1回現地に赴いて実地指導を行っている。

老人保健（医療以外）事業の実施状況

ア 健康手帳の交付

区分 \ 年度	5	6	7	8	9
医療受給資格者	5,663	4,977	6,215	6,314	5,665
医療受給資格者以外の者	7,225	7,786	8,804	9,145	12,032

イ 健康教育

区分 \ 年度	5	6	7	8	9
開催回数(回)	901	970	937	821	645
延人員(人)	24,811	27,962	25,471	25,870	17,999

ウ 健康相談

区分 \ 年度	5	6	7	8	9
開催回数(回)	1,819	1,879	1,869	1,715	1,348
延人員(人)	40,571	40,847	39,343	35,888	25,885

エ 健康診査

(単位 人)

区分		年度				
		5	6	7	8	9
基本健康診査		34,556	35,867	35,463	37,053	38,875
胃がん検診		16,420	15,783	16,216	15,566	16,195
子宮がん検診	頸部検査のみ	14,562	13,475	13,481	14,783	15,428
	頸部+体部検査	193	296	349	315	455
乳がん検診		11,210	11,639	11,832	13,662	14,107
肺がん検診	読影のみ	30,742	29,465	29,603	29,530	30,344
	読影+喀痰	3,224	2,679	2,932	2,846	3,032
大腸がん検診		13,374	12,373	13,310	13,379	14,540
肝臓がん検診		3,534	3,899	3,917	3,890	4,065
在宅歯科検診		173	187	207	232	281

オ 機能訓練

区分		年度				
		5	6	7	8	9
実施回数(回)		220	209	257	455	520
延人員(人)		3,293	3,150	3,105	3,423	2,791

カ 訪問指導

区分		年度				
		5	6	7	8	9
寝たきりの者	実人員	776	666	625	1,008	1,107
	延人員	4,967	4,513	3,951	4,187	4,411
上記以外の 要指導者	実人員	1,375	895	989	961	832
	延人員	2,856	2,408	2,647	2,398	2,325

(5) 予防接種の状況

(単位 人)

区分		年度				
		5	6	7	8	9
三種混合 (ジフテリア 百日咳 破傷風)	初回 +	26,516	25,372	27,780	27,707	25,684
	追加					
二種混合 (ジフテリア 破傷風)	小学校 卒業前	7,600	7,754	4,785	4,333	3,616
急性灰白髄炎		13,453	12,866	13,844	14,244	13,073
インフルエンザ		17,652	12,958	17,993	15,142	27,789
日本脳炎		90,246	96,349	34,837	29,485	20,358
風しん		2,026	1,998	5,683	7,142	7,064
麻しん	麻しんワクチン	5,654	5,976	6,339	6,400	6,269
	MMRワクチン	100	-	-	-	-

(注) MMRワクチンについては、平成5年4月27日付中止となった。

(6) 結核対策

ア 健康診断

(単位 人)

区分	年度	5	6	7	8	9
結核一般住民検診		38,926	36,099	36,209	36,209	37,442
ツベルクリン反応検査(乳幼児)		7,547	7,284	7,471	7,411	7,213
B C G 接種(乳幼児)		6,915	6,749	7,097	7,135	6,766
管理検診		490	420	461	217	171
患者家族検診		721	406	326	369	843

イ 患者管理

(単位 人)

区分	年	5	6	7	8	9
結核患者登録数		851	769	640	458	389
新登録患者数		158	161	121	119	136
結核患者訪問指導		579	410	381	343	219
命令入所患者数		56	46	38	22	27

(7) エイズ相談及びHIV抗体検査

市民の間に広がるエイズ不安を解消するため、市民が容易にエイズ相談及びHIV抗体検査を受けることができるよう保健所・保健センターにおいて実施している。

エイズ相談・HIV抗体検査の推移

(単位 件)

区分	年	5	6	7	8	9
相談		1,256	820	662	1,048	509
検査		997	630	460	534	352

(8) 精神保健対策

区分 年度	精神保健相談(延件数)					訪問指導(延件数)					合計
	社会復帰	老人精神衛生	アルコール	その他	計	社会復帰	老人精神衛生	アルコール	その他	計	
7	1,444	116	91	419	2,070	253	176	97	601	1,127	3,197
8	2,149	416	302	1,676	4,543	421	462	95	626	1,604	6,147
9	2,122	575	174	752	3,623	482	575	132	457	1,649	5,269

(9) 高齢者保健福祉相談コーナー

目的

高齢者の保健及び福祉に関する市民のニーズの多様化に的確に対応し、高齢者に対する保健・福祉サービスの提供が最適に行われるよう総合調整することで、より適切な地域ケアシステムの推進を図ることを目的として保健所及び保健センターの保健予防課に設置している。

業務内容

- (ア) 高齢者の居宅における介護支援等に関する相談
- (イ) 高齢者に関する保健又は福祉情報の収集及び提供
- (ウ) 保健・福祉サービスの調整
- (エ) 福祉事務所の老人居宅生活支援事業に係る経由事務
- (オ) 在宅介護支援センターの活動支援
- (カ) 地域ケアシステムの推進のための地域内連絡

開設年月日 平成9年5月1日

利用時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日、年末年始を除く。)

職員の配置

職員3人(保健婦1人、看護婦1人、高齢福祉課事務職員1人)

相談専用電話番号

熊本保健所	364-8007	西保健所	354-1400
東部保健センター	365-9155	北部保健センター	345-2209
南部保健センター	323-8400		

利用状況 (平成9年度)

来所者の相談(件)	535
電話相談(件)	994
家庭訪問(件)	949

2 環境衛生

(1) 食品衛生関係

ア 営業施設の監視指導状況

(平成9年度)

業 態	業 種	法定 監視 回数	施 設 数			法 定 監 視 数			監 視 回 数 (延)			監 視 率 (%)		
			熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計	熊 保	西 保	合 計
許 可 業 態	飲 食 店 営 業	12	5,025	1,508	6,533	60,300	18,096	78,396	3,001	860	3,861	5.0	4.8	4.9
	菓子(パンを含む) 製 造 業	12	333	168	501	3,996	2,016	6,012	250	166	416	6.3	8.2	6.9
	乳 処 理 業	12	4	0	4	48	0	48	31	0	31	64.6	—	64.6
	特別牛乳さく取処理業	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	乳 製 品 製 造 業	12	5	4	9	60	48	108	28	15	43	46.7	31.3	39.8
	集 乳 業	12	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	魚 介 類 販 売 業	12	373	354	727	4,476	4,248	8,724	283	1,878	2,161	6.3	44.2	24.8
	魚介類せり売り営業	12	1	2	3	12	24	36	1	63	64	3.3	262.5	177.8
	魚肉ねり製品製造業	12	21	21	42	252	252	504	45	76	121	17.9	30.2	24.0
	食品の冷凍または冷蔵業	12	12	9	21	144	108	252	14	28	42	9.7	25.9	16.7
	かん詰またはびん詰食品 製造業(上記および下記以外)	12	8	9	17	96	108	204	5	8	13	5.2	7.4	6.4
	喫 茶 店 営 業	6	457	249	706	2,742	1,494	4,236	106	103	209	3.9	6.9	4.9
	あ ん 類 製 造 業	6	4	1	5	24	6	30	14	3	17	58.3	50.0	56.7
	アイスクリーム類製造業	6	15	7	22	90	42	132	12	15	27	13.3	35.7	20.5
	乳 類 販 売 業	6	702	411	1,113	4,212	2,466	6,678	302	249	551	7.2	10.1	8.3
	食 肉 処 理 業	6	43	9	52	258	54	312	55	15	70	21.3	27.8	22.4
	食 肉 販 売 業	6	433	275	708	2,598	1,650	4,248	329	387	716	12.7	23.5	16.9
	食 肉 製 品 製 造 業	6	6	2	8	36	12	48	8	20	28	22.2	166.7	58.3
	乳酸菌飲料製造業	6	2	2	4	12	12	24	7	16	23	58.3	133.3	95.8
	食用油脂製造業	6	2	3	5	12	18	30	1	0	1	8.3	0.0	3.3
	マーガリンまたは ショートニング製造業	6	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	み そ 製 造 業	6	9	10	19	54	60	114	10	23	33	18.5	38.3	28.9
	醬 油 製 造 業	6	8	12	20	48	72	120	11	22	33	22.9	30.6	27.5
	ソ ー ス 類 製 造 業	6	4	1	5	24	6	30	4	2	6	16.7	33.3	20.0
	酒 類 製 造 業	6	2	3	5	12	18	30	2	3	5	16.7	16.7	16.7
	豆 腐 製 造 業	6	36	25	61	216	150	366	26	51	77	12.0	34.0	21.0
納 豆 製 造 業	6	1	2	3	6	12	18	2	7	9	33.3	58.3	50.0	
め ん 類 製 造 業	6	24	10	34	144	60	204	22	15	37	15.3	25.0	18.1	
そ う ざ い 製 造 業	6	50	64	114	300	384	684	40	208	248	13.3	54.2	36.3	
添加物(法第7条第1 項の規定により規格が 定められたものに業 限る)製 造 業	6	5	4	9	30	24	54	8	1	9	26.7	4.2	16.7	
清 涼 飲 料 水 製 造 業	4	11	7	18	44	28	72	15	9	24	34.1	32.1	33.3	
食品の放射線照射業	4	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
氷 雪 製 造 業	2	2	1	3	4	2	6	2	3	5	—	150.0	83.3	
氷 雪 販 売 業	2	5	7	12	10	14	24	0	4	4	0.0	28.6	16.7	
計			7,603	3,180	10,783	80,260	31,484	111,744	4,634	4,250	8,884	5.8	13.5	8.0
届 出 業 態	給 食 施 設	12	359	173	532	4,308	2,076	6,384	114	132	246	2.6	6.4	3.9
	食品又は添加物の 製 造 ・ 販 売 業	2	1,908	1,374	3,282	3,816	2,748	6,564	1,299	1,623	2,922	34.0	59.1	44.5
	器 具 ・ 容 器 又 は お も ち ゃ の 製 造 ・ 販 売	1	8	24	32	8	24	32	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	計		2,275	1,571	3,846	8,132	4,848	12,980	1,413	1,755	3,168	17.4	36.2	24.4
合 計			9,878	4,751	14,629	88,392	36,332	124,724	6,047	6,005	12,052	6.8	16.5	9.7

イ 熊本市市場食品衛生監視所

昭和47年10月、熊本地方卸売市場（田崎市場）に流通する食品の科学的、効率的な監視を目的として発足。場内250施設の食品営業関係施設の指導並びに魚介類等の水銀検査、腸炎ビブリオ菌検査等各種の試験検査を実施している。

所在地 田崎町380番地 市場会館5階

配置人員 西保健所衛生課職員2名（非常勤）

区分	年度		5		6		7		8		9	
	検体数	延目項数										
化学検査	136	136	115	115	182	182	131	131	61	61		
細菌検査	86	86	93	93	134	134	425	816	284	392		
計	222	222	208	208	316	316	556	947	345	453		

ウ 熊本市食肉衛生検査所

熊本市食肉衛生検査所は、「と畜場法」「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律」「食品衛生法」に基づく業務を行っており、市民に安全で衛生的な食肉を供給するため各種疾病の検査、残留有害物質の検査、と畜場内の衛生に関すること、食肉に関する調査研究等を行っている。また、家畜生産サイドへの検査結果の還元事業も実施している。

と畜場内と殺検査数

（単位 頭）

畜種	年度				
	5	6	7	8	9
牛	3,560	3,787	4,049	3,295	2,277
子牛	12	7	7	8	3
馬	5,664	6,147	6,635	5,523	6,743
子馬	0	0	0	1	0
豚	88,809	93,365	96,563	99,086	92,537
縹山羊	16	5	3	6	0
合計	98,061	103,311	107,257	107,919	101,560

検査手数料

（単位 円）

	時間内					時間外	
	牛・馬	子牛	子馬	豚	縹山羊	大動物	小動物
検査手数料	400	100	300	200	50	500	400

保衛

(2) 環境衛生関係営業施設等の監視指導状況

(平成9年度)

業種		区分	内 容	熊本保健所	西保健所	計
営業	理 容 所		施 設 数	523	265	788
			監視回数(延)	78	79	157
			監視率(%)	15.0	29.8	19.9
	美 容 所		施 設 数	835	364	1,199
			監視回数(延)	137	101	238
			監視率(%)	16.4	27.7	19.8
	ク リ ー ニ ン グ 所		施 設 数	583	319	902
			監視回数(延)	257	169	426
			監視率(%)	44.1	53.0	47.2
	旅 館		施 設 数	165	119	284
			監視回数(延)	60	131	191
			監視率(%)	36.4	110.0	67.3
	興 行 場		施 設 数	25	3	28
			監視回数(延)	30	1	31
			監視率(%)	120.0	33.3	110.7
	公 衆 浴 場		施 設 数	119	43	162
			監視回数(延)	164	57	221
			監視率(%)	137.8	132.6	136.4
計		施 設 数	2,250	1,113	3,363	
		監視回数(延)	726	538	1,264	
		監視率(%)	32.3	48.3	37.6	
その他 一般環境衛生	温 泉		施 設 数	10	25	35
			監視回数(延)	20	6	26
	化 製 場 等		施 設 数	17	5	22
			監視回数(延)	10	7	17
	墓 地		施 設 数	594	761	1,355
			監視回数(延)	12	6	18
	納 骨 堂		施 設 数	61	82	143
			監視回数(延)	1	0	1
	火 葬 場		施 設 数	1	0	1
			監視回数(延)	0	0	0
	ビル管理法による 特 定 建 築 物		施 設 数	132	55	187
			監視回数(延)	37	23	60
	ビル管理法による 登 録 営 業 所		施 設 数	72	29	101
			監視回数(延)	32	9	41
	遊 泳 場		施 設 数	18	11	29
			監視回数(延)	87	57	144

(3) 熊本市ホテル等建築審査会

平成元年4月1日「熊本市ラブホテル建築規制に関する条例」が公布施行された。本条例は、『熊本市環境基本条例』の理念を具体化した実践条例であり、ラブホテル特有の外観、構造の建築を立地規制し、市民の快適で良好な生活環境の実現と青少年の健全育成を図るものである。

目 的 ホテル等の建築に関する重要事項を調査審議する
 委員構成 10人以内
 ○市議会議員 ○学識経験者 ○関係行政機関の職員 ○市職員
 任 期 2年
 審議の状況

年度	5	6	7	8	9
区分					
開催回数	2	2	0	1	1
諮問件数	2	2	0	1	1

(4) 環境衛生事業所

ア 施設

所在地 平成1丁目16番18号
 機 構 保健衛生局衛生部衛生課所属
 敷地面積 1,620㎡
 建物面積 786.62㎡
 建設年月 昭和60年3月(竣工)
 総工費 97,435千円
 人 員 15人
 業務内容 ねずみ・こん虫等の駆除
 衛生害虫等の相談・指導
 伝染病患者の家屋等の消毒
 あき地等の雑草除去の指導

イ ねずみ・こん虫等駆除状況 (平成9年度)

駆除箇所	こ ん 虫 等					ねずみ 駆除薬量
	下水溝	貯水槽水溜	基 地	水害による 道路等の消毒	草 原	
24,931カ所	2,191,350㎡	8,980㎡	9,260㎡	111,357㎡	49,060㎡	4,751g

ウ 除草指導

苦情処理状況 (平成9年度)

指導した雑草地	草 刈 り 実 績
197カ所	119,684㎡
	185カ所
	119,684㎡

パトロールによる指導 (平成9年度)

指導した雑草地	草 刈 り 実 績
253カ所	154,132㎡
	228カ所
	137,639㎡

エ 草刈り機具貸出状況 (平成9年度)

貸付箇所	貸付台数	除草面積
563カ所	749台	428,857㎡

(5) 市営墓地及び霊堂

ア 墓地貸付状況

墓地名	総面積 (㎡)	平成8年度までの貸付状況		平成9年度の貸付状況		貸付状況 (累計)	
		件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)	件数	面積(㎡)
花園墓地	28,057	1,913	12,711.398	8	43,250	1,919	12,741.118
小峯墓地	28,617	1,928	11,739.236	2	9,300	1,929	11,745.236
立田山墓地	37,929	1,535	10,440.160	2	8,000	1,537	10,448.160
城山墓園	54,747	944	6,366.250	197	788,000	1,141	7,154.250
清水墓園	20,897	1,526	8,695.460	—	—	1,524	8,686.460
桃尾墓園	136,690	5,540	27,807.300	2	10,000	5,541	27,812.300
浦山墓園	26,407	1,256	8,024.480	1	8,200	1,256	8,030.680
計	333,344	14,642	85,784.284	212	866,750	14,847	86,618.204

(注) 平成8年度までの貸付状況と平成9年度分の貸付状況の合計が累計と一致しないのは廃止分があるためである。

イ 桃尾霊堂

所在地 戸島町 桃尾墓園内
敷地面積 2,000㎡
建設概要 本体 鉄筋コンクリート平家建 500㎡
納骨堂 家族納骨壇 386壇、短期納骨壇 530壇
管理棟 鉄筋コンクリート平家建 29.81㎡
(事務所、休憩所、便所)
舍利塔 18.5㎡
竣工 本体工事 昭和56年3月
建設費 昭和55年度 152,380千円 (設計委託料含む)
昭和57年度 6,250千円 (管理棟、舍利塔)

ウ 使用料

(平9.4.1施行)

種別	使用料
芝生墓地	1区画 400,000円
一般墓地	1平方メートルにつき 80,000

(昭56.5.1施行)

桃尾霊堂	期間	使用料
家族納骨壇	10年	200,000円
短期納骨壇	1	5,000

(6) 斎場

ア 施設

名称 熊本市斎場
 所在地 戸島町796番地
 敷地面積 11,000㎡
 建物面積 斎場 増改築後の面積1,540㎡ 管理人住宅99.46㎡
 建設年月 昭和47年12月、増改築年月 昭和62年12月
 構造 斎場 鉄筋コンクリート平家建 管理人住宅 木造平家建（2棟）
 建設費 128,000千円（造園、管理人住宅2棟含む）
 増改築費 131,190千円
 炉数 重油一般炉14基、再燃炉2基、汚物炉1基
 型式 ロストル式14基

イ 利用状況

(単位 件)

区分		年度				
		5	6	7	8	9
大 人	市 内	3,616	3,852	3,548	3,721	3,746
	市 外	536	579	568	522	547
小 人	市 内	35	50	33	27	25
	市 外	4	8	8	12	7
死 産 児	市 内	289	274	268	240	264
	市 外	140	170	157	145	119
そ の 他	市 内	466	396	425	557	362
	市 外	56	63	44	49	61
合 計	市 内	4,406	4,572	4,274	4,545	4,397
	市 外	736	820	777	728	734

ウ 火葬場使用料

(昭59.4.1施行)

区 分	種 別	市 内	市 外	備 考
火葬場の使用	大 人	3,000 ^円	18,000 ^円	○ 汚物は1個 8,000cm ³ 以内のもの ○ 式場の使用料は1回 3時間以内
	小 人	2,000	15,000	
	死 産 児	1,000	11,000	
	改葬による人骨	850	8,000	
	産 汚 物 類	500	4,000	
式場の使用		3,000	18,000	

保衛

(7) 動物管理センター

狂犬病予防法、動物の保護及び管理に関する法律、熊本県動物管理条例及び熊本市犬による危害防止条例の規定に基づき、犬の登録と狂犬病予防注射の実施、畜犬の指導取締り、動物の保護及び管理として犬の引き取り及び負傷動物の収容、動物愛護の普及啓発として動物愛護週間行事の実施及び犬のしつけ教室の開催等の業務を行っている。

ア 施設

名 称	熊本市動物管理センター
所 在 地	小山町451番地
敷地面積	10,726.71㎡
建物面積	771.74㎡
管理棟	246㎡
収容施設棟	315.43㎡
車 庫	78㎡
管理人住宅	41.63㎡
収 納 庫	27㎡
動物愛護園 休 憩 所	63.68㎡
建設費	20,925千円
改築費	150,396千円（収容施設棟）、46,440千円（管理棟）
建設年月	昭和45年5月
改築年月	昭和58年1月（収容施設棟）、昭和61年10月（管理棟）
焼却炉	2基

イ 犬の登録・予防注射・捕獲処分状況

区分 年度	登録 総数	予 防 接 種	捕 獲		センタ ー引き 取り	計	返 還	譲 渡	実験用 動物	処 分	焼 却 依 頼	不妊 手術 助成	去勢 手術 助成	咬傷 事故
			針 金	捕獲器										
5	16,362	16,212	1,436	104	778	2,318	189	62	273	1,794	1,705	0	0	54
6	16,653	16,492	1,176	159	667	2,002	155	60	221	1,566	1,497	0	0	41
7	16,829	16,712	1,047	150	566	1,763	116	43	226	1,378	1,435	0	0	37
8	19,165	17,413	940	97	622	1,659	113	61	180	1,305	1,347	0	0	31
9	20,608	16,804	589	136	492	1,217	132	28	111	946	1,171	0	0	23

3 救急医療制度

急病患者に対し、迅速かつ適切な医療を確保するための体制を逐次整備拡充しながら、市民の救急医療ニーズに対応できるように努めている。

(1) 救急医療体制整備の経緯

- 昭和51年12月 年末年始救急医療開始
(在宅当番医制度による。内科等9診療科目、20医療機関)
- 昭和52年7月 熊本保健所内に休日夜間診療及び電話相談所を設置
休日昼間の在宅当番医制による診療業務開始
- 昭和53年 病院群輪番制による2次救急医療業務開始
- 昭和56年11月 熊本市医師会(休日夜間急患センター)に一次救急医療業務を委託(小児科・内科)
熊本市薬剤師会に休日夜間の救急調剤業務を委託
- 昭和57年4月 休日夜間に加え土曜日夜間の1次救急業務開始
- 昭和58年4月 休日夜間急患センターの診療を毎夜間に拡充(小児科・内科・外科)
- 昭和63年4月 休日昼間の一次救急業務を開始
- 平成2年4月 熊本赤十字病院に東部地区の休日夜間一次救急医療業務を委託

(2) 一次救急医療業務

ア 休日夜間急患センター

①熊本市医師会休日夜間急患センター(熊本市医師会熊本地域医療センター内)

診療科目 小児科・内科・外科

診療時間 毎夜間(午後6時から翌朝午前8時まで)、休日昼間(午前8時から午後6時まで)

②熊本赤十字病院

診療科目 小児科・内科・外科・整形外科

診療時間 休日夜間(午後6時から翌朝午前0時まで)

イ 在宅当番医制(熊本市医師会委託)

診療科目 内科(4)、小児科(1)、外科(3)、整形外科(1)、眼科(1)、耳鼻咽喉科(1)、産婦人科(1)

()内は、1日当り実施医療機関数

ウ 救急調剤(熊本市薬剤師会委託)

くまもと中央薬局で、毎夜間(午後6時から翌朝午前0時まで)救急調剤業務実施

エ 休日夜間歯科診療業務(熊本市歯科医師会委託、非公表)

在宅当番医制により、休日夜間(午後6時から翌朝午前0時まで)の歯科救急診療業務実施

一次救急医療業務実績

区分		年度				
		5	6	7	8	9
急患センター	小児科(人)	14,460	16,275	16,411	18,318	18,696
	内科(人)	9,483	11,331	10,476	11,990	11,554
	外科(人)	3,355	3,288	3,599	3,370	3,401
	計(人)	27,298	30,894	30,486	33,678	33,651
	二次医療搬送(再掲)	1,155	1,237	1,151	1,218	1,346
在宅当番医制(人)		23,103	25,169	23,590	26,873	24,538
(実施医療機関延数)		(813)	(800)	(812)	(825)	(806)
救急調剤(件)		15,522	16,464	16,319	20,189	19,978
休日夜間歯科診療(人)		29	18	21	20	13
委託料(千円)		144,601	146,645	157,498	158,059	161,046

(3) 二次救急業務－病院群輪番制（非公表）

休日昼間（午前8時から午後6時まで）及び毎夜間（午後6時から翌朝午前8時まで）の重症患者の診療業務を5病院（熊本市医師会熊本地域医療センター、熊本赤十字病院、済生会熊本病院、熊本市市民病院、国立熊本病院）の輪番制により実施

(4) 年末年始診療業務

開設期間 12月30日（午前0時）から翌年1月4日（午前8時）まで

ア 一次診療

・熊本市医師会

熊本市医師会休日夜間急患センター（熊本地域医療センター内）

診療科目 小児科・内科・外科

公表在宅医

一日当たり 内科5、外科4、産婦人科1、小児科2～4、計12～14医療機関

非公表在宅医

一日当たり 耳鼻咽喉科1、眼科1、精神科1、計3医療機関

・熊本市薬剤師会

くまもと中央薬局で救急調剤

・熊本市歯科医師会

一日当たり 開業歯科医2、熊本県口腔保健センター1、計3カ所

イ 二次診療（非公表）

国立熊本病院、済生会熊本病院、熊本赤十字病院、熊本市市民病院、熊本中央病院、熊本地域医療センター、熊大附属病院の当番制

ウ 年末年始診療実績

区分		年度				
		5	6	7	8	9
診療実日数(日)		4	4	4	5	5
急患センター	小児科(人)	619	822	821	1,288	989
	内科(人)	395	520	445	849	533
	外科(人)	165	114	137	155	147
公表在宅医(人)		1,614	2,019	2,079	4,354	4,250
非公表在宅医(人)		335	424	474	621	471
救急調剤(件)		987	1,241	1,241	2,067	1,491
公表歯科在宅医(人)		273	583	585	531	542
二次医療機関(人)		433	225	162	236	180
委託料(千円)		18,685	19,015	19,340	23,596	24,183

4 産 院

熊本市立熊本産院は、昭和20年4月に熊本市本荘町の市立乳児院の一部に本荘産院として開設され、昭和25年7月に児童福祉法に基づく助産施設として、現在の名称で新築移転し、社会的使命を担いながら長期間にわたり公立産婦人科病院として、市民の、主に、産科系医療ニーズに応えている。

(1) 概 要

所在地	本山3丁目5番11号				
敷地面積	3,028㎡				
建物面積	1,881.2㎡				
本館	鉄筋コンクリート2階建	延1,104.6㎡			
新館	鉄筋コンクリート3階建	延565.5㎡			
看護婦宿舎	鉄筋コンクリート2階建	延211.1㎡			
病床数	38床				
職員数	医師3人 助産婦(看護婦)28人 医療技術員4人 事務職員4人(平10.6.1現在)				

(2) 利用状況

区分 \ 年度	5	6	7	8	9
分娩数(人)	355	395	424	439	429
入院数(件)	10,182	9,890	10,851	10,128	9,594
外来数(件)	12,547	13,466	13,616	13,939	14,620
計(件)	22,729	23,356	24,467	24,067	24,214

保
衛

(3) 経営状況

(単位 千円)

区分 \ 年度	5	6	7	8	9
収 入	462,521	483,945	510,168	544,224	550,862
支 出	462,470	483,895	510,119	544,173	550,813
損 益	51	50	49	51	49

(4) 使用料及び手数料

ア 使用料

個室(3室) 1日につき 500円

イ 手数料

文書手数料 1通につき 1,000円

但し、死亡診断書と生命保険関係書類は1通につき4,000円

5 市民病院

(1) 概要

所在地	湖東1丁目1番60号
開設年月日	昭和21年2月1日
敷地面積	14,002.53㎡
建物面積	延 27,407.746㎡
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造地下1階地上8階建
病床数	580床〔一般540床(うちICU6床)、伝染病40床〕
主な設備	脳波計、UCG(心臓超音波診断装置)、CCU、Co ⁶⁰ 回転照射装置、光凝固装置、多用途超音波診断装置、血液ガス分析装置、無菌空気ろ過装置、分娩監視装置、オートアナライザー、自動血球計数器、シンチレーションカメラ、ラルストロン、ジャイロスコープ、全身用CTスキャナー、血管造影装置、リニアック(超高圧X線照射装置)、コンピュータッド・ラジオグラフィ、デジタルガンマカメラシステム、生化学自動分析装置システム、核磁気共鳴イメージング装置、ハイパーサーミア装置、体外衝撃波結石破碎装置
診療科目	内科、精神科、神経内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、こう門科、産婦人科、眼科、耳鼻いんこう科、リハビリテーション科、放射線科、歯科、麻酔科、リウマチ科
職員数	578人(医師78人 看護婦362人 医療技師74人 事務その他64人)(平10.6.1現在)

(2) 経営状況

(単位 千円)

区分 \ 年度	5	6	7	8	9
収入	8,571,302	9,485,164	9,973,083	10,205,905	10,391,375
支出	9,535,751	9,774,726	10,282,586	10,484,964	10,697,825
損益	△ 964,449	△ 289,562	△ 309,503	△ 279,059	△ 306,450
利益剰余金	△ 115,362	△ 404,924	△ 714,427	△ 993,486	△ 1,299,936

(3) 使用料

特別室A(21室)	1人1日	4,000円
個室B(21室)	1人1日	2,000円
” C(13室)	1人1日	1,000円

(4) 科目別診療状況

科目	患者数	年度				
		5	6	7	8	9
内 科	入 院	61,915	61,537	61,632	59,925	62,090
	一日平均入院	169.6	168.6	168.4	164.2	170.1
	外 来	63,307	66,387	65,437	69,628	69,923
	一日平均外来	215.3	225.0	221.8	236.8	237.8
	計	125,222	127,924	127,069	129,553	132,013
精 神 科	入 院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外 来	9,236	10,455	10,966	12,191	13,068
	一日平均外来	31.4	35.4	37.2	41.5	44.4
	計	9,236	10,455	10,966	12,191	13,068
小 児 科	入 院	30,375	32,430	33,331	31,143	28,535
	一日平均入院	83.2	88.8	91.1	85.3	78.2
	外 来	22,671	24,311	24,517	24,222	24,272
	一日平均外来	77.1	82.4	83.1	82.4	82.6
	計	53,046	56,741	57,848	55,365	52,807
外 科	入 院	23,435	24,185	23,200	24,350	24,730
	一日平均入院	64.2	66.3	63.4	66.7	67.8
	外 来	28,666	27,856	29,885	30,887	32,243
	一日平均外来	97.5	94.4	101.3	105.1	109.7
	計	52,101	52,041	53,085	55,237	56,973
整形外科	入 院	21,502	23,608	27,066	26,143	25,520
	一日平均入院	58.9	64.7	74.0	71.6	69.9
	外 来	22,233	26,386	28,946	29,349	29,016
	一日平均外来	75.6	89.4	98.1	99.8	98.7
	計	43,735	49,994	56,012	55,492	54,536
皮 膚 科	入 院	6,332	6,641	6,335	4,766	5,251
	一日平均入院	17.3	18.2	17.3	13.1	14.4
	外 来	22,982	24,349	28,736	27,870	24,245
	一日平均外来	78.2	82.5	97.4	94.8	82.5
	計	29,314	30,990	35,091	32,636	29,496
ひ尿器科	入 院	4,232	5,615	4,559	4,133	4,101
	一日平均入院	11.6	15.4	12.5	11.3	11.2
	外 来	10,627	11,541	10,979	10,289	11,709
	一日平均外来	36.1	39.1	37.2	35.0	39.8
	計	14,859	17,156	15,538	14,422	15,810
眼 科	入 院	5,656	5,942	5,308	4,542	4,775
	一日平均入院	15.5	16.3	14.5	12.4	13.1
	外 来	22,041	24,204	21,954	20,869	19,099
	一日平均外来	75.0	82.0	74.4	71.0	65.0
	計	27,697	30,146	27,262	25,411	23,874
耳 鼻 いんこう科	入 院	5,028	7,219	8,085	10,545	10,865
	一日平均入院	13.8	19.8	22.1	28.9	29.8
	外 来	10,144	11,137	11,245	12,140	13,775
	一日平均外来	34.5	37.8	38.1	41.3	46.9
	計	15,172	18,356	19,300	22,685	24,640
産 婦 人 科	入 院	21,976	21,672	22,131	22,738	21,483
	一日平均入院	60.2	59.4	60.5	62.3	58.9
	外 来	33,760	32,312	30,216	25,880	25,451
	一日平均外来	114.8	109.5	102.4	88.0	86.6
	計	55,736	53,984	52,347	48,618	46,934

科目	患者数	年度				
		5	6	7	8	9
歯科	入院	460	611	445	434	435
	一日平均入院	1.3	1.5	1.2	1.2	1.2
	外来	11,384	11,414	11,506	13,949	12,918
	一日平均外来	38.7	38.7	39.0	47.4	43.9
	計	11,844	12,025	11,951	14,383	13,353
リハビリテーション科	入院	9,158	7,626	3,758	2,864	1,588
	一日平均入院	25.1	20.9	10.3	7.8	4.4
	外来	20,238	20,159	18,710	18,465	15,085
	一日平均外来	68.8	68.3	63.4	62.8	51.3
	計	29,396	27,785	22,468	21,329	16,673
放射線科	入院	0	0	0	0	0
	一日平均入院	0	0	0	0	0
	外来	7,770	8,321	9,315	10,781	9,937
	一日平均外来	26.4	28.2	31.6	36.7	33.8
	計	7,770	8,321	9,315	10,781	9,937
麻酔科	入院	628	453	555	455	183
	一日平均入院	1.7	1.2	1.5	1.2	0.5
	外来	5,690	5,335	5,476	5,099	4,844
	一日平均外来	19.4	18.1	18.6	17.3	16.5
	計	6,318	5,788	6,031	5,554	5,027
こう門科	入院	11,085	10,405	9,625	10,742	9,773
	一日平均入院	30.4	28.5	26.3	29.4	26.8
	外来	11,321	11,045	9,367	8,243	7,912
	一日平均外来	38.5	37.4	31.8	28.0	26.9
	計	22,406	21,450	18,992	18,985	17,685
形成外科	入院	3,844	3,362	3,900	4,456	3,148
	一日平均入院	10.5	9.2	10.7	12.2	8.6
	外来	4,606	4,563	5,865	6,485	5,370
	一日平均外来	15.7	15.5	19.9	22.1	18.3
	計	8,450	7,925	9,765	10,941	8,518
脳神経外科	入院	1,959	3,652	3,458	3,782	4,917
	一日平均入院	5.4	10.0	9.4	10.4	13.5
	外来	2,551	3,126	3,059	3,789	4,156
	一日平均外来	8.7	10.6	10.4	12.9	14.1
	計	4,510	6,778	6,517	7,571	9,073
小児心臓外科	入院	213	929	1,344	1,308	1,340
	一日平均入院	0.6	2.5	3.7	3.6	3.7
	外来	45	58	86	76	92
	一日平均外来	0.6	0.2	0.3	0.3	0.3
	計	258	987	1,430	1,384	1,432
心臓血管外科	入院	223	468	524	519	558
	一日平均入院	0.6	1.3	1.4	1.4	1.5
	外来	21	115	189	159	843
	一日平均外来	0.1	0.4	0.6	0.5	2.9
	計	244	583	713	678	1,401
合計	入院	208,021	216,355	215,256	212,845	209,292
	一日平均入院	569.9	592.8	588.1	583.1	573.4
	外来	309,293	323,074	326,454	330,371	323,958
	一日平均外来	1,052.0	1,095.2	1,106.6	1,123.7	1,101.9
	計	517,314	539,429	541,710	543,216	533,250

(5) 伝染病患者収容状況

(単位 人)

区分		年度				
		5	6	7	8	9
赤 痢	患 者	2	6	8	4	10
	死 者	0	0	0	0	0
腸チフス	患 者	1	1	0	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
日本脳炎	患 者	1	2	1	1	0
	死 者	0	0	0	0	0
流行性脳脊髄膜炎	患 者	0	0	0	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
パラチフス	患 者	0	0	0	0	0
	死 者	0	0	0	0	0
コレラ	患 者	0	3	0	0	1
	死 者	0	0	0	0	0
計	患 者	4	12	9	5	11
	死 者	0	0	0	0	0

(注) 日本脳炎については、軽症を除く

(6) 新生児未熟児医療について

本院は熊本県における新生児医療の中核となっており、現在、病床数74床の新生児医療センターでは、専従医師7名、看護婦49名が24時間体制で、ほぼ全県域から収容される新生児未熟児の治療にあたっている。

実 績

(単位 人)

項 目		年 度				
		5	6	7	8	9
出生児体重	1,500g未満	124	142	163	153	97
出生児体重	1,500~2,500g	234	223	242	233	255
出生児体重	2,500g以上	237	240	258	285	309
合 計		595	605	663	671	661
術 後 管 理		29	38	34	33	31
うち新生児専用救急車による搬送者		214	213	223	224	178

新生児専用救急車

装備機器等 新生児モニター、新生児レスピレーター、搬送用保育器、バッテリーバッグ、保育器移送スタンド、自動輸液ポンプ、カーディオテンプ、自動血圧計、医療ガス一式、無線電話装置

(7) 附属診療所

芳野診療所

所在地 河内町野出1410番地
敷地面積 729.50㎡
建物面積 381.47㎡
構 造 木造1階建
診療科目 内科、外科、小児科
医 療 圏 芳野地区670世帯 2,443人
利用状況 5,905人(平成9年度)

保衛

6 環 境 保 全

(1) 概要

今日の環境問題は、水質汚濁、騒音、大気汚染といった身近な生活環境の問題からオゾン層の破壊、地球温暖化、酸性雨、砂漠化、熱帯雨林の減少等地球規模の環境問題に至るまで複雑多様化してきている。

それは、人々の日々の営みが環境に対して過度の負担をかけていることに原因があるので、市民一人ひとりが環境問題を自分自身のこととして考え、環境に配慮した行動をとることが不可欠である。本市においても、これまでの施策は公害対策、緑化推進など、個別に行われてきたが、このような環境問題の多様化に伴い、新たな視点に立った総合的かつ計画的な環境行政の推進が必要となってきた。そこで、環境基本条例に基づき、平成5年3月に環境総合計画を策定し、積極的できめ細かな施策を展開している。

このような中、行政と市民、事業者とが一体となり、それぞれの立場に立った更なる環境保全への取り組みを推進するために、平成7年9月25日に「環境保全都市宣言」を行った。

(2) 環境基本条例の制定

昭和63年に、議会の全会一致の賛成のもと、総合的な環境行政の基本となる「熊本市環境基本条例」を全国に先駆け制定した。現在、地下水・緑、都市景観保全などの実践条例を制定し基本条例の理念の達成に取り組んでいる。

(3) 環境総合計画の策定

本市の良好な環境を守り、次世代へと継承していくため、本市の環境行政のマスタープランとして、平成4年度に「環境総合計画」を策定した。本計画は、都市を環境面から幅広く総合的に捉え、21世紀のふるさとの望ましい環境づくりの指針となるものである。

・本計画に掲げる環境づくりの目標

- ① 安全で快適に過ごせる生活環境の形成
- ② 生態系が息づく自然環境の形成
- ③ 個性豊かな魅力ある歴史的文化的環境の形成
- ④ 環境にやさしい社会システムの形成
- ⑤ 環境への思いやりあふれる生活様式の形成

(4) 環境保全行政の推進

環境総合計画に基づき、良好な環境の維持形成を目指して、具体的な施策や事業に取り組んでいる。

ア 市民啓発事業

市民が日常生活において環境に配慮すべき事項を平成6年度に「市民環境保全行動指針」として策定し、その周知徹底を図っている。平成6年度からは、環境保全モデル地区を指定するなど、環境に配慮した日常生活の実践を促進している。また、平成7年度には、市民一人ひとりの立場に応じた学習機会の提供とその充実を図るために「環境学習プラン」を策定し、「環境学習手引書」の作成など市民への情報の提供を行っている。また、その他、環境啓発の機会として、環境フェアの開催やクリーンウォーク、こども環境探検隊などを実施している。

イ 事業者の環境配慮促進

施策、事業を行うにあたって、環境へ事前に配慮すべき事項を「環境事前配慮指針」として定め、これに基づき適切な指導を行っている。さらに、平成8年度には、事業者向けに環境管理・監査システムの導入のための実用的なマニュアルとして「環境管理・監査システム熊本版ガイドライン」を策定し、平成9年度からは、環境保全モデル事業所を指定するなど環境管理・監査システムの普及促進を図っている。

ウ 行政の率先垂範

行政自らが、その日常活動の中で環境に配慮し、市民、事業者の模範となることを目的に平成6年度に「市役所エコ・オフィス推進委員会」を設置し、リサイクル活動や省資源、省エネルギーの徹底など具体的活動に取り組んでいる。

エ 地球環境問題への対応

地球環境問題の中でも、最も重要かつ日常生活に密着した問題である地球温暖化の防止に向けて、地方からの対応を進めるため、平成7年度に「地球温暖化防止地域推進計画」を策定した。本計画において、本市独自の具体的な二酸化炭素の削減目標を掲げ、市民、事業者、行政が一体となり、それぞれの具体的な行動の推進を図っている。

(5) 審議会

ア 公害対策審議会（昭和49年1月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、公害対策に関する基本的事項について調査審議する。

委 員 14人（任期2年）

開催回数 1回（平成9年度）

イ 環境審議会（平成元年1月発足）

目 的 市長の諮問に応じ、良好な環境の確保に関する基本的事項を調査審議する。

委 員 17人（任期2年）

開催回数 0回（平成9年度）

(6) 環境紛争の処理

ア 環境紛争調整委員会・建築紛争専門部会

① 環境紛争調整委員会（昭和63年10月24日発足）

目 的 環境基本条例に基づき、良好な環境の確保に関する紛争の処理についてあっせん又は調停にあたる

委 員 5人（任期2年）

開催回数 3回（平成9年度）

② 建築紛争専門部会（平成2年8月1日発足）

目 的 良好な環境の確保に関する紛争の中で特に中高層建築物の建築に係わる紛争を対象として、あっせん又は調停にあたる

委 員 6人（任期2年）

開催回数 3回（平成9年度）

イ 建築紛争の取り組みの概要

中高層建築物に関する紛争処理は、建築指導課による行政指導、次に中高層建築物連絡会議（庁内関係15課）による行政指導、さらに建築紛争専門部会によるあっせん又は調停により処理にあたる

(7) 苦情処理件数

種 別	年 度				
	5	6	7	8	9
大 気 汚 染	16	15	28	19	35
水 質 汚 濁	24	41	31	29	22
騒 音	49	63	54	39	56
振 動	2	7	7	7	8
悪 臭	15	30	23	22	40
そ の 他	9	3	14	7	8
計	115	159	157	123	169

(8) 事前指導

公害や環境に係る苦情の未然防止対策の一環として、工場や事業場に対して、建築工事、操業あるいは機械設置に係わる公害または環境上の問題等について、当事者の相談を受け付け、事前指導を行っている。

平成9年度指導件数 707件

7 大 気 保 全

(1) 概 要

熊本市は、さわやかな空気や澄みきった青い空に恵まれた、たいへん住みよいまちである。

しかし、最近では、自動車の排ガスによる空気の汚れやダイオキシン類等の化学物質による大気汚染が新たな問題として顕在化してきている。

このような中、本市では、市内に6箇所自動測定局を設置して大気の状態を常時監視するとともに、工場や事業場からのばい煙を監視するため、立入調査等を実施している。

(2) 大気汚染の状況

ア 環境基準の達成状況

本市の大気汚染は、概ね良好な状況であるが、浮遊粒子状物質と光化学オキシダントが環境基準を超過している。

測 定 項 目	二 酸 化 硫 黄			二酸化窒素			浮 遊 粒 子 状 物 質			光化学オキシダント			一 酸 化 炭 素												
	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること			1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること			1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること			1時間値が0.06ppm以下であること			1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること												
環 境 基 準	短期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価										
	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	1日平均値の高い方から2%除外値が0.04ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.04ppmを超えないこと	年間の1日平均値の低い方から98%値が0.06ppm以下であること	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること	1日平均値の高い方から2%除外値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が連続して0.10mg/m ³ を超えないこと	1時間値が0.06ppm以下であること	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること	1日平均値の高い方から2%除外値が10ppm以下であり、かつ、1日平均値が連続して10ppmを超えないこと																	
環 境 基 準 と の 比 較 に お け る 評 価 方 法	短期的評価	長期的評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価	短期的評価										
年 度	7	8	9	7	8	9	7	8	9	7	8	9	7	8	9	7	8	9	7	8	9				
一 般 環 境 大 気 測 定 局	市 役 所 局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	×	×	×	-	-	-	-	-	-
	東 部 保 健 セ ン タ ー 局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	-	-	-	-	-	-
	古 町 小 局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	○	○	○	×	×	×	-	-	-	-	-	-
	天 明 局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-
自 動 車 排 出 局	水 道 町 局	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	×	×	○	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○
	神 水 本 町 局	-	○	○	-	○	○	○	○	○	-	×	×	-	×	○	-	-	-	○	○	○	○	○	○

(注) ○は環境基準達成、×は環境基準未達成

保 衛

イ 対応

- ① 浮遊粒子状物質については、自動車からの発生が主な原因であり、自動車交通公害防止を推進する。
- ② 光化学オキシダントについては、自然界からのオゾン層の下降が原因で、これまで注意報の発令までには至っていない。今後も監視を継続する。

(3) 工場、事業場の監視・指導状況

本市のばい煙発生施設を設置している工場、事業場は、平成9年度末で775件(1,278施設)あり、その約8割が冷暖房用のボイラーである。これらの施設のうち排出量の大きい施設やばい煙による苦情が発生した施設について、平成9年度31件の立入調査を行い、自主検査結果や使用状況、燃料調査を実施したところである。

(4) 自動車交通公害防止対策

熊本都市圏における自動車交通に起因する大気汚染と騒音を防止し、住民の健康で良好な生活環境の維持・形成を図るとともに、地球温暖化の防止等に寄与することを目的として、平成10年1月に「熊本都市圏自動車交通クリーン推進計画」を策定した。さらに、平成10年4月、本計画に基づき、同対策の積極的な推進と進行管理を行うため、「熊本都市圏自動車交通クリーン対策推進会議」を設置して、住民、事業者、行政がそれぞれの役割に応じた取組みを行っている。

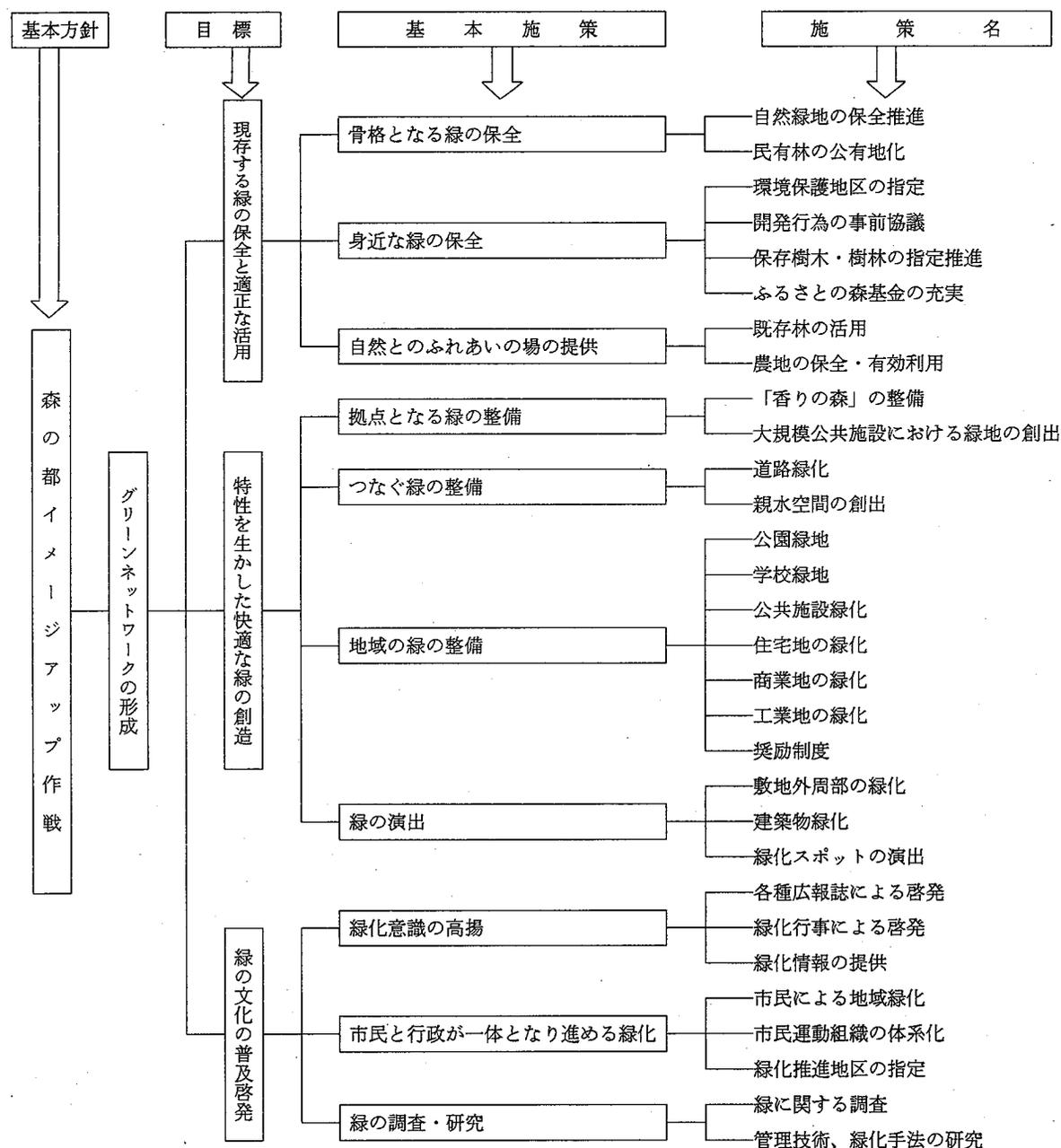
8 緑 保 全

(1) 概 要

健康で快適な生活環境づくりを目的とした緑化運動「森の都作戦」は、市議会における「森の都宣言」(昭和47年10月2日)以来、着々とその成果をあげている。

すでに25年目を迎えたこの作戦は、市民の関心と理解を得て急速に進展しつつあるが、平成元年6月1日制定した「熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」、平成5年3月に策定した「熊本市緑化推進基本計画」に基づき、21世紀における緑につつまれた潤いのある郷土の姿を描きながら精力的に緑化を進め、緑と水に輝く森の都の再現をめざしている。

(2) 森の都イメージアップ作戦施策体系



保 衛

(3) 事業実施状況

(平成9年度)

事業名	事業概要	備考	
公共樹木保全	保存樹木の指定及び管理、公共樹木の育成管理	街路樹管理 (175路線)外	
立田山保全	立田山憩の森の管理外 (施肥、除草、下草刈り等管理)	150.42ha	
金峰山管理	「くまもと自然休養林金峰山地区保護管理協議会」に対する経費負担		
自然環境保全	環境保護地区指定、開発行為の事前協議、ふるさとの森基金の運用、水辺環境の保全と整備	環境保護地区 10カ所 開発行為事前協議 113件	
公共地緑化	学校緑化	新設校・未整備校の植栽等	龍田中学校外 25校
	街路緑化	街路樹植栽等	花立1丁目第1号線外 12路線
	市施設緑化	新築施設、未整備施設の植栽等	中央在宅福祉センター外 19施設
	花いっぱい作戦	地域・学校・市施設等に花苗の配布(ポータラカ・パンジー)、花壇及びフラワーポットの設置、草花植栽管理	花苗配布一自治会等へ42万株
	建築物緑化	モデル施設の管理	くまもと工芸会館外
	圃場苗木管理	城山圃場ほか3カ所の苗木育成・管理	
家庭緑化	生垣設置奨励補助、記念樹配布、ツタ苗配布、緑地協定区域内の樹木配布	生垣設置奨励補助 82件 記念樹 1,181本 ツタ苗 11,807株	
工場緑化	工場・事業所等への樹木配布	13カ所	
「香りの森」整備	基本設計策定		
「みどりの日」記念植樹	「みどりの日」を記念して植樹祭を実施 (会場 北部中学校外4カ所)	1,500人参加	
緑化啓発	市民運動による地域環境緑化活動の促進、街路樹愛護会の育成、立田山緑に親しむつどい・実りの森のフェスティバルの実施、緑の募金運動の促進、生垣コンクールの実施ほか	緑化市民運動 27カ所 生垣コンクール応募数 80件	
ふれあいの森林管理	「ふれあいの森林」の施設管理	森林学習館利用者 13,696人	

9 水 保 全

(1) 概 要

本市は、昔から清冽な地下水に恵まれ今日も上水道をはじめ、工業用水、都市活動用水、農業用水等種々の用途に地下水を利用している。

しかし、都市化の進展や生活様式の多様化等に伴い、地下水を取り巻く環境は年々厳しくなっており、この貴重な地下水を後世まで守り伝えていくために、市議会で「地下水保全都市宣言」が決議（昭和51年3月）された。また、市民生活にとってかけがえのない資源である地下水の保全を図るため「熊本市地下水保全条例」を制定（昭和52年9月）し、さらには、県及び本市周辺15市町村との連携による広域的地下水保全対策に取り組み、良好な地下水の安定的確保を目指している。

また、本市は熊本平野を貫流する白川、緑川の主要河川、及び坪井川、井芹川などの中小河川や江津湖、八景水谷など水辺環境に恵まれた都市である。この水辺環境を保全創造していくため、流域住民、事業者及び行政が一体となった取り組みを行っている。

(2) 水保全対策

節水型社会の形成

○意識の啓発

広報冊子、啓発用ビデオ、市政だより、市政広報番組の活用はもとより、水の講演会の開催や「節水キャンペーン」等の行事を通じて広く市民に水保全意識の啓発を行っている。

○節水合理化の推進

昭和63年度から28事業所を対象に第一次工業用水合理化指導を行い、平成4年度までに合理化計画の99.1%（節水合理化達成水量約7,300 m^3 /日）を達成している。

また、平成5年度から36事業所を対象に第二次工業用水合理化指導を行い、その結果、平成9年度までに合理化指導水量の117.9%（節水合理化達成水量約1,155 m^3 /日）を達成している。

水質の保全

○地下水汚染対策

昭和57年度環境庁が全国的に有機塩素化合物による地下水質調査を行い、昭和58年度から市独自で地下水汚染実態調査や追跡調査を実施してきた。

現在も引き続き地下水汚染状況の把握を行っており、水質汚濁防止法に基づく水質測定計画を基本に独自の調査も実施している。この調査は、本市の地下水水質の概況を全般的に調査する概況調査と、同一の井戸の水質を長期的に調査する定期モニタリング調査、及び概況調査で汚染が認められた井戸の周辺を調査する汚染井戸周辺地区調査で構成している。

これまでの調査により、本市では15地区の汚染を把握している。これら汚染地区の地下水浄化のために、春竹地区で平成元年度から地下水汚染物質除去実験を開始し、現在は活性炭吸着処理を実施している。高平台地区では平成4年度から「ガス吸引処理方式」と「揚水ばっ気処理方式」の併用による本格浄化を実施し効果を上げている。また、東野地区では平成3年度からガソリン汚染浄化対策を実施している。このほかの汚染地区においても順次調査を実施し、浄化対策に取り組んでいく予定である。

○公共用水域の水質監視

水質汚濁防止法に基づく水質測定計画を県・建設省の関係機関とともに策定している。本市の河川水質は、水域ごと及び環境基準のランクごとに地点を定めて毎月調査を行っており、次表に市本が実施した一般環境項目の結果を示す。このほか、年に数回、有害物質の健康項目の調査を主要地点で行っている。また、白川及び緑川において、その河口と地先の計4地点で海域の水質調査を実施している。

各河川の水質状況

(平成9年度)

調 査 項 目			pH 水素イオン濃度	DO 溶 存 酸 素 mg/l	BOD 生物化学的酸素 要求量 mg/l	SS 浮 遊 物 質 mg/l
水 域 名	地 点 名	地点の種類	平 均 値	平 均 値	75 % 値	平 均 値
白 川	吉 原 橋	◎	7.7	9.0	4.7	11
加 勢 川	九州記念病院前	○	7.2	7.5	3.1	2
	砂取橋(市道)	○	7.3	8.0	1.5	2
	第3湖東橋	○	7.3	7.9	1.1	1
	江津斉藤橋	○	7.2	6.5	1.2	4
	秋津橋	○	7.6	9.2	3.4	9
坪 井 川	大鳥居前	□	7.8	9.3	1.9	2
	坪井川合流前(堀川)	◎	8.3	8.6	9.1	17
	堀川合流前	◎	8.3	9.6	3.1	5
	打越橋	○	7.6	6.8	7.4	7
	行幸橋	○	7.5	6.1	8.3	11
	上代橋	◎	7.6	6.7	5.8	10
	千金甲橋	◎	7.5	6.3	6.3	61
井 芹 川	北迫橋	□	7.6	8.1	5.3	9
	釜尾橋	□	7.8	8.8	2.3	4
	山王橋	◎	8.1	10.0	2.8	5
	段山橋	○	7.9	9.5	4.3	15
	尾崎橋	◎	8.1	9.8	4.5	11
天明新川	小原橋	□	7.4	6.1	3.5	21
	三俣橋	□	7.5	4.9	5.7	16
	六双橋	◎	7.4	5.9	5.3	17
	裏	□	7.4	5.8	4.4	17
	下沖橋	□	7.4	5.8	3.2	15

(注) 75%値とは、日間平均値を小さい順に並べ、例えばデータ数が12個あったときは9番目の値を環境基準を評価する値として用いる。

上記地点の種類とは、◎は環境基準点、○は補助地点、□は参考地点

西無田橋、川尻神宮前は採水中止。庄屋口橋は北迫橋に変更。

○生活排水対策

公共用水域の汚濁原因の約8割が一般家庭からの生活排水であることから、パンフレットの配布及び啓発用ビデオの貸出などにより、身近にできる実践活動の啓発を推進している。

○特定事業場立入調査

公共用水域の汚濁及び地下水の汚染を未然に防止するため、法令に基づき届け出られた事業場を年間計画のもと立入調査を行っている。

(平成9年度)

	届出事業場数	排水規制事業場数	立入検査事業場数
水質汚濁防止法	850	126	72
熊本県地下水質保全条例	125	35	24

水量の保全

○水循環の推進

市の施設におけるトイレ等への雨水利用及び透水性舗装等の設置のほか、民間住宅への雨水浸透弁設置及び不用浄化槽雨水貯留施設転用への補助、並びにビニールハウス雨水浸透施設設置補助など、水資源の有効な利活用と都市における健全な水循環の推進を図っている。

○地下水利用状況の把握

地下水保全条例に基づき地下水の年間採取量を調査し、地下水の利用状況を把握している。また、平成8年度から年間採取量上位50者を節水合理化の状況等と併せて公表している。

用途		年度	4	5	6	7	8
上水道用	井戸本数(本)		95	94	94	94	86
	一日平均採取量(㎥)		243,064	242,708	244,942	242,157	245,853
	年間採取量(㎥)		88,718,440	88,588,712	89,403,718	88,387,232	89,736,455
農業・水産養殖用	井戸本数(本)		1,564	1,560	1,555	1,530	1,445
	一日平均採取量(㎥)		71,402	66,652	68,911	62,058	45,460
	年間採取量(㎥)		26,061,762	24,327,733	25,152,528	22,651,274	16,592,936
工業建築物家庭用等	井戸本数(本)		1,202	1,190	1,271	1,266	1,266
	一日平均採取量(㎥)		73,455	69,993	69,987	66,089	62,021
	年間採取量(㎥)		26,810,994	25,547,582	25,545,491	24,122,788	22,637,789
合計	井戸本数(本)		2,861	2,844	2,920	2,890	2,797
	一日平均採取量(㎥)		387,921	379,353	383,840	370,304	353,335
	年間採取量(㎥)		141,591,196	138,464,027	140,101,737	135,161,294	128,967,180

地下水水位監視体制の確立

地下水の状況や変化を把握するため観測井を設置して、地下水位を継続的に観測し、監視体制の確立を目指している。また、目に見えない地下水の状況を市民に理解してもらうため、市庁舎前に「地下水情報板」を設置している。

財団法人熊本地下水基金の事業推進

本市を含む16市町村における広域的な地下水保全対策を推進するため、平成3年3月26日に(財)熊本地下水基金を設立し、水源かん養林の造成・整備に関する助成及び確保並びに地下水かん養に関する助成等に取り組んでいる。平成8年度は、水源かん養林として阿蘇郡西原村の山林約34haを取得した。

10 ごみ処理

(1) 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、毎年処理計画を定め、全市域を対象に処理を行っている。

また、環境保全の観点から、「ごみ減量・リサイクル」を推進するため、資源ごみ再資源化推進事業をはじめ、再生資源集団回収助成事業、生ごみ堆肥化容器購入費助成制度のより一層の充実を図るとともに、発電等の余熱利用設備を備える東部環境工場を中心とした総合的な環境啓発の拠点整備の一環として、平成9年5月に熊本市リサイクル情報プラザをオープンした。

また、平成10年度から、リサイクルしやすい環境を整えるため、ごみ出しルールを変更し、より一層の「ごみ減量・リサイクル」を目指している。

(2) 収集及び処理量

ア 収集量

(単位 t)

区分		年度	5	6	7	8	9
直	北部 クリーンセンター		35,119	35,174	36,657	37,484	37,401
	西部 クリーンセンター		44,648	44,817	47,206	47,970	49,082
	東部 クリーンセンター		41,887	42,330	44,276	44,728	45,223
営	蓮台寺 クリーンセンター		13,779	11,186	12,028	12,422	11,798
	下硯川清掃詰所		2,925	2,981	3,401	3,684	3,801
委託収集			23,112	25,503	25,130	25,807	29,204
許可業者			81,101	91,177	91,968	94,378	100,229
自己搬入			48,564	50,283	52,072	60,702	60,769
計			291,135	303,451	312,738	327,175	337,507
1日平均排出量			798	832	857	896	925
1人1日当たり排出量(g)			1,265	1,305	1,318	1,376	1,413

イ 処理量

(単位 t)

区分		年度		5		6		7		8		9	
		総量	日平均										
焼却	西部環境工場	137,643	377	137,913	378	115,754	317	118,401	325	123,751	339		
	東部環境工場	100,079	274	113,812	312	149,650	410	158,190	433	162,778	446		
埋立		43,263	119	38,179	105	34,828	96	36,609	100	34,000	93		
再資源化		10,150	28	13,547	37	12,506	34	13,975	38	16,978	47		
計		291,135	798	303,451	832	312,738	857	327,175	896	337,507	925		

(3) 廃棄物処理手数料

種別	取扱区分	単位	金額
廃棄物	焼却又は埋立てのみ行うとき	1回の持込量 20kgにつき	200円

※ただし、平成10年12月までは20kgにつき140円とする。

(4) 保有車両と人員

(平10.5.1現在)

事業所名	2t ダンプ車	バックカー車	ロータリー車	ブルドーザー等	灰出 ダンプ車	予備車	運転士	技術吏員 作業員
北部クリーンセンター	台	台20	台5	台	台	台4	人25	人31
西部クリーンセンター		28				4	28	32
東部クリーンセンター		25				4	25	29
東部環境工場	1				3	1	6	34
西部環境工場					2	1	3	36
蓮台寺 クリーンセンター	1	12			道路スイーパー車1 真空式ごみ収集車2	2	15	16
扇田環境センター				ブルドーザー3 コンパクター1 ゴムクローラ1 ショベル1	散水車1 3.5tダンプ1		4	5
北部総合支所		4					3	2

(注) 管理職、事務職は含まない

(5) 資源物等再資源化推進事業

目的 市民の自主的な有価物回収運動を促進し、さらに資源物等の再資源化を積極的に推進することにより、省資源対策をふまえたごみの減量、埋立地の延命、市民のリサイクル意識の向上を期する

回収回数 「資源物」回収日、毎月2回 「紙」回収日、毎週水曜日

住民搬出方法 透明ごみ袋に入れ、回収日の朝午前8時30分までに、町内の不燃物集積場へ搬出する

収集品目 空ビン、空カン、古新聞、古雑誌、ダンボール、古着など

(単位 t)

区分	年度	5	6	7	8	9
収 集 量		14,384	17,475	16,730	17,362	20,966
再 資 源 化 量		10,150	13,547	12,477	13,221	16,152
委 託 料 (千円)		138,009	184,418	209,060	202,913	219,030

- (注) 1. 委託料は、回収経費と選別経費の合算額から売却代金を差し引いた額を基礎として算定した額
2. 収集量-再資源化量=選別残渣

(6) リサイクルの推進

今日の大量生産、大量消費、大量廃棄の社会システムを見直し、資源の再使用・再利用を進め、新たな資源の投入をできるだけ抑えるようなリサイクル社会を形成することが必要である。

ア 再生資源集団回収助成事業

再生資源の活動を活性化するため、自治会、子供会などの住民団体に対して、回収した再生資源の量に応じて1kgあたり4円～6円の助成を行っている。

(平成9年実績)

登録団体 630団体
助成総額 21,024千円

イ 生ごみ堆肥化容器購入費助成

生ごみの減量化と再資源化を促進するため、生ごみ堆肥化容器購入者に対して、購入代金の1/2で3,000円/基を上限として、1世帯2基まで助成。

(平成9年度実績)

助成対象件数	1,067件
助成対象基数	1,602基
助成総額	2,673千円

ウ リサイクル啓発施設

リサイクルに関する情報やリサイクル活動の拠点を提供すること等によりリサイクルやごみ減量化を推進することを目的として、平成9年5月30日に熊本市リサイクル情報プラザを設置した。

熊本市リサイクル情報プラザ（エコー）

所在地	戸島町2570番地（東部環境工場内）
建築面積	545㎡
延床面積	1,175㎡
構造	R C造2F（旧東部環境工場管理棟を再利用）
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル展示（リサイクルの現状や熊本市のごみ問題などを紹介） ・不用品の展示、提供 ・リサイクル体験（紙すき、廃油石けん、ボカシ） ・リサイクル講座の開催 ・図書・資料室 ・リサイクル情報掲示 ・生ごみの堆肥化、木くずの木炭化実験プラント

(7) 焼却施設

都市ごみの量は、ライフスタイルの変化等とともに今後も増加が見込まれるなか、可燃ごみの全量焼却体制を維持するため平成2年12月に建設に着手した東部環境工場（600t/日）が平成6年3月に完成し、1日の焼却能力は西部環境工場と合わせて1,050t/日となるなど施設の充実を図っている。

また、東部環境工場は西部環境工場と同じく、ごみ焼却余熱を利用し発電を行う施設で、両工場合わせて13,500kwの発電能力を持つ発電所として場内及び関連施設の電力の供給を行っている。

さらに、余熱を利用して健康増進施設「三山荘」、隣接園芸施設への温水供給なども行っている。

また、西部環境工場では、施設の老朽化に伴う基幹的整備事業を平成9年度から実施しており、平成11年度には整備が完了する予定である。

ア 施設の状況

区分 \ 名称	東 部 環 境 工 場	西 部 環 境 工 場
所 在 地	戸島町2570番地	城山薬師町363番地
敷 地 面 積	80,616㎡(工場敷地約18,000㎡)	30,843㎡
建 設 年 月	平 2 . 12 ~ 平 6 . 3	昭58. 3 ~ 昭61. 3
建 設 費	22,500,000千円	9,203,272千円
延 床 面 積	24,010㎡ (管理棟を含む)	14,477㎡ (管理棟を含む)
焼 却 処 理 能 力	600 t / 24時間 (300 t × 2 基)	450 t / 24時間 (225 t × 2 基)
破 碎 処 理 能 力	30 t / 5 時間	50 t / 5 時間

イ 余熱利用

①東部環境工場

目 的 東部環境工場の余熱を利用して隣接する浴室のある健康増進施設で地元住民をはじめ広く市民の健康保持と福祉の増進を資すると共に、この余熱を利用して発電を行い場内及び隣接施設の電力を賄っている

発 電 施 設 抽気復水蒸気タービン、発電機定格出力10,500kw

(健康増進施設)

名 称 三山荘

所 在 地 戸島町2573番地

経 営 主 体 熊本市 (管理運営は戸島地域環境保全協議会に委託)

開 設 年 月 日 平成 2 年10月16日

構 造 鉄筋コンクリート+鉄骨造、和風瓦葺平家建

敷 地 面 積 6,769㎡

建 物 面 積 992.63㎡ (浴室、大広間、トレーニング室、和室 (茶室含む)、会議室、リラックスメーム)

建 設 費 391,200千円

定 員 大広間80人、浴室 男子・女子用各30人、会議室30人、和室 (茶室含む) 20人

使 用 料 大人 (高校生以上) 300円 ただし、地元町内会に所属している者は無料
小人 (中学生以下) 無料

②西部環境工場

目 的 西部環境工場の余熱を利用して発電を行い、工場内の電力を賄う。また一部でハウス園芸施設への温水を供給する

発 電 設 備 復水式蒸気タービン、発電機定格出力3,000kw

保
衛

(ハウス園芸施設への温水供給)

利用者	西部環境工場温水利用温室組合、小島上町花き団地
施設面積	(農地面積) 約19,000㎡
加温方式	温水フィンチューブ方式(60℃～80℃)
栽培品目	ピーマン、花き類
温室内容	アクリル温室、ガラス温室

(8) 埋立処分地

名称 扇田環境センター

扇田環境センターは昭和59年に供用を開始し、埋立区画を5区画に分割し、進捗状況に合わせて、埋立区画内に汚水の地下浸透防止のための遮水シート設備、好気性化によるごみの分解促進を図るガス抜き設備等の工事を行い、コンパクター等による破碎、転圧後、覆土による即日セルとサンドイッチを併用した埋立工法により、埋立地の安定化、周辺環境に配慮した埋立を実施している。

また、浸出汚水は排水処理施設により高度処理を行っている。

所在地	貢町1567番地
敷地面積	124,660㎡
埋立面積	91,600㎡
埋立容量	1,580,000㎡
処分開始	昭和59年5月
工事期間	昭和57年2月～昭和59年3月

1 1 し尿処理

(1) 概要

本市のし尿収集（便槽くみ取りと浄化槽清掃）は全市域を小学校区毎に地区指定し、全て許可業者（6社1協業組合、車両47台）が行っている。便槽は各戸毎に月1回以上くみ取りしており、浄化槽は月1回の保守点検と年1回以上の清掃を行うよう指導している。なお、下水道整備により影響を受けるし尿処理業者に対して、平成10年度から5か年間にわたる第一次合理化事業をスタートさせた。

一方、公共用水域保全の一環として公共下水道全体計画区域外における小型合併処理浄化槽設置者に対して補助金を交付し普及促進を図っている。

収集したくみ取りし尿と浄化槽汚泥は秋津浄化センターと中部浄化センターで適正に処理をしている。

(2) 処理対象人口と収集量

区分		年度	5	6	7	8	9
総人口			639,699	642,847	646,513	654,161	656,734
内訳	水洗化	公共下水道	404,104	422,624	437,590	450,370	462,380
		浄化槽	167,087	161,543	160,236	160,565	156,908
	くみ取り		67,761	58,082	48,209	42,843	37,140
	自家処理		747	598	478	383	306
収集量	くみ取りし尿収集量(Kℓ)		50,603.6	43,679.4	42,323.3	38,985.0	36,469.6
	浄化槽汚泥収集量(Kℓ)		77,083.9	73,126.1	69,129.0	69,033.6	66,630.4
	収集量合計(Kℓ)		127,687.5	116,805.5	111,452.3	108,018.6	103,100.0

(3) 収集と処理

(単位 Kℓ)

区分		年度	5	6	7	8	9
収集			127,687.5	116,805.5	111,452.3	108,018.6	103,100.0
処理	秋津浄化センター		80,029.1	68,396.9	63,985.9	61,456.4	56,470.0
	中部浄化センター		47,658.4	48,408.6	47,466.4	46,562.2	46,630.0
	計		127,687.5	116,805.5	111,452.3	108,018.6	103,100.0

(4) 料金

人頭制料金 月1回収集のとき……1人につき350円（消費税別）

人頭制加算料金 月2回以上のときで月1回分に加算……1人1回につき175円（ " ）

従量制料金 簡易水洗便槽や事業所便槽のとき……1ℓにつき8円（ " ）

仮設トイレ料金 収集車派遣1回につき……2,000円（ " ）

加算料金……1ℓにつき8円（ " ）

(5) 終末処理施設

名称	秋津浄化センター	中部浄化センター（し尿処理関係）
所在地	秋津3丁目17番1号	蓮台寺5丁目7番2号
敷地面積	26,057㎡	93,900㎡
建物面積	9,315㎡	19,000㎡
処理能力人口	175,000人	150,000人
処理能力	210Kℓ/日	180Kℓ/日
建設年月	1期 昭37.12～39.12	1期 昭33.6～34.10
	2期 昭43.12～45.3	2期 昭37.12～39.3
	3期 昭53.1～54.3	
建設費	1,197,551千円	163,700千円
方式	①嫌気性消化・活性汚泥処理後下水道圧送(160Kℓ/日処理系) ②標準脱窒素処理(50Kℓ/日)して河川放流	前処理後、下水処理

(6) 浄化槽の設置基数累計

(単位 基)

型 式		人 槽						
		5～10	11～20	21～50	51～100	101～200	201以上	計
単 独 槽	腐 敗 型	4,842	348	279	44	16	9	5,538
	全 ば っ 気 型	3,123	149	173	37	3	0	3,485
	分 離 ば っ 気 型	7,327	279	377	57	2	0	8,042
	接 触 ば っ 気 型	13,916	939	1,240	39	8	3	16,145
	計	29,208	1,715	2,069	177	29	12	33,210
合 併 槽		1,436	19	32	80	89	169	1,825
合 計		30,644	1,734	2,101	257	118	181	35,035

(7) 小型合併処理浄化槽設置事業補助金

区 分	年 度				
	5	6	7	8	9
補 助 対 象 基 数 (基)	149	178	233	189	149
補 助 対 象 人 槽 (人)	1,200	1,408	1,901	1,527	1,128
補 助 金 の 額 (千円)	72,000	119,798	184,972	137,350	99,985

(8) 美粧化公衆トイレの維持管理

周辺景観にマッチした明るくさわやかな公衆トイレづくりを目指して、昭和63年度から美粧化公衆トイレの整備を進め、利用する市民の好評を得ているところである。美粧化トイレの建設は各所管課が担当し、維持管理は16カ所を一元化して浄化対策課が行っている。

名 称	所 在 地	竣工年月	所 管
本 妙 寺 手 洗 所	花園4丁目14-1地先(本妙寺駐車場横)	平元. 3	観 光 課
高 麗 門 手 洗 所	新町4丁目9-1(高麗門踏切横)	平元. 3	浄 化 対 策 課
上 江 津 湖 畔 トイレ	神水本町16-11(江津湖)	平元. 3	公 園 管 理 課
一 夜 塘 手 洗 所	子飼本町2-8(一夜塘公園内)	平元. 3	〃
武 蔵 塚 手 洗 所	龍田町弓削1232(武蔵塚公園内)	平元. 9	〃
花 畑 パークトイレ	花畑町6(花畑公園内)	平元. 10	〃
立 田 山 配 水 池 前 手 洗 所	黒髪4丁目742(水道局配水池前)	平2. 3	浄 化 対 策 課
林 霧 庵	黒髪4丁目610(立田自然公園・泰勝寺跡)	平2. 3	公 園 管 理 課
八 景 水 谷 パークトイレ	八景水谷1丁目7(八景水谷公園内)	平3. 3	〃
白 川 パークトイレ	草葉町5-1(白川公園内)	平3. 3	体 育 施 設 管 理 事 務 所
岩 戸 の 里 公 園 手 洗 所	松尾町平山415-28(岩戸の里公園駐車場)	平3. 3	熊 本 県
学 園 通 り トイレ	大江3丁目(渡鹿交差点横)	平5. 3	浄 化 対 策 課
辛 島 パークトイレ	辛島町1(辛島公園内)	平5. 9	公 園 管 理 課
古 城 堀 端 手 洗 所	古城町(古城堀端公園内)	平5. 9	〃
金 峰 山 さるすべり公衆トイレ	河内町岳	平6. 3	観 光 課
金 峰 山 頂 上 トイレ	河内町岳1881	平8. 10	熊 本 県

1 2 環境総合研究所

(1) 概 要

昭和47年2月、公害その他衛生上の試験検査を行う目的で、熊本保健所内に衛生試験所として発足した。昭和56年1月、社会情勢の変化に伴う衛生上の試験検査、調査研究の高度・複雑化に対応するため、独立した施設を建設、従来の環境科学部門に係る試験検査体制の充実をはかるとともに、新たに衛生化学部門、細菌微生物部門を増設し、保健衛生研究所と名称を改め総合試験研究施設として発足した。平成7年4月1日、機構改革により地下水、企画情報部門を増設して組織名を環境総合研究所と改め、同年6月研究機能と学習機能が一体となった新しい形態の総合研究施設として建設された環境総合センターに移転した。

所在地 画図町大字所島404番地1

構造 鉄筋コンクリート3階建

敷地面積 7,033㎡

建物面積 本体3,999㎡

竣工 平成7年5月29日

建設費 2,655,830千円

機構 環境保全局環境総合研究所

人員 24人

業務内容 環境基本法、食品衛生法、環境衛生関係法等に基づく理化学試験、細菌微生物学的検査および調査研究並びに環境総合センターの管理を行っている。

(2) 業務実績

環境科学関係業務

調査区分		年度		7		8		9		備 考
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数			
大気汚染	降下ばいじん	39	351	48	432	—	—			
	有害大気汚染物質	—	—	—	—	36	108	ベンゼン、アルデヒド、金属等		
	大気汚染物質	486	486	623	880	188	188	窒素酸化物等		
	その他	194	1,563	87	806	16	208	酸性雨調査等		
	小 計	719	2,400	758	2,118	240	504			
水質汚濁	河川水	一般項目	457	2,930	463	2,975	406	2,492	pH、BOD等	
		健康項目	83	501	77	487	87	568	水銀、鉛、シアン等	
	工場・事業所排水	101	482	134	645	84	485	BOD、水銀、鉛等		
	その他	156	160	178	236	249	682	海水等		
	小 計	797	4,073	852	4,343	826	4,227			
悪臭物質	9	33	18	121	16	126	アンモニア、硫化物			
廃棄物関係	126	621	45	578	48	679	廃棄物埋立地関係			
精度管理	2	11	2	8	3	7				
その他	172	1,004	172	911	167	837	江津湖総合調査等			
合 計		1,825	8,142	1,847	8,079	1,300	6,380			

地下水関係業務

調査区分		年度		7		8		9	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	定点監視調査	75	2,494	119	4,606	136	5,071		
	汚染監視調査	54	432	21	168	21	168		
	浄化促進事業	—	—	—	—	170	1,762		
	その他	349	5,552	143	7,829	174	2,720		
	小計	478	8,478	283	12,603	501	9,721		
一般依頼	有機塩素系化合物	2	2	5	7	1	1		
合計		480	8,480	288	12,610	502	9,722		

衛生化学関係業務

検査区分		年度		7		8		9	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	食品試験	435	1,395	387	3,373	361	2,547		
	飲料水、浴場水等の水質試験	619	3,810	935	5,712	766	4,171		
	容器包装、おもちゃ等の試験	6	24	9	13	8	12		
	家庭用品試験	16	16	49	49	50	50		
	小計	1,076	5,245	1,380	9,147	1,185	6,780		
一般依頼	飲料水等の水質試験	3,248	27,884	3,688	32,075	3,225	27,837		
合計		4,324	33,129	5,068	41,222	4,410	34,617		

微生物関係業務

検査区分		年度		7		8		9	
		検体数	項目数	検体数	項目数	検体数	項目数		
行政試験	食品	1,599	5,998	2,937	13,039	1,713	5,611		
	環境(河川・プール)	937	1,410	1,322	2,203	1,085	1,605		
	食中毒(便・吐物など)	315	3,413	792	8,389	1,278	7,153		
	小計	2,851	10,821	5,051	23,631	4,076	14,369		
一般依頼	飲料水等	3,287	6,574	3,822	7,642	3,273	6,543		
	食品等	39	66	11	22	0	0		
	小計	3,326	6,640	3,833	7,664	3,273	6,543		
合計		6,177	17,461	8,884	31,295	7,349	20,912		

(3) 自主事業

事業名	内容	期日	参加人数
夏休み子ども科学教室	地球環境問題の学習、ろ過実験など5種類の学習内容	夏休み期間中 29日間	744人
科学体感フェア	地下水成分、水質汚濁、食品添加物、微生物等の試験・検査の体験学習	9月21日	189人
環境問題を考える集い	星子邦子氏による環境問題についての講演とグループ討議	平成10年 2月27日	41人
春休み科学教室	地球環境問題の学習、水質分析体験	平成10年 3月26～27日	21人